

広報いるま有料広告掲載に関する要領

平成18年12月19日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市有料広告の掲載に関する要綱（平成18年3月6日施行。以下「広告掲載要綱」という。）及び入間市有料広告の掲載に関する基準及び広告主の責務に関する要領（平成18年3月6日施行。以下「広告掲載基準」という。）に基づき、入間市が編集発行する広報いるまに掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 広告の掲載位置は、市が指定する位置とする。

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第3条 広告の枠数、掲載規格及び掲載料等は、別表1のとおりとする。

(広告掲載の基準)

第4条 広告は、市民生活に関連したもので、広告掲載要綱及び広告掲載基準に沿ったものとする。

(広告原稿の作成)

第5条 広告の原稿は、広告主の責任と負担で作成するものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、最長連続6回で1号単位とする。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告への掲載を希望する者の募集は、市ホームページ又は広報いるま等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広報いるまへの広告掲載を希望するものは、広告掲載要綱第5条の「入間市有料広告掲載申込書」に広告の原稿を添えて、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載要綱第7条の決定通知書を送付するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載が決定した後、市長が指定する期日までに、市指定の納入通知書により一括前納するものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市長は、広告の内容等が各種法令に違反しているおそれがあると判断したと

きは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料が納付されなかったとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿が提出されなかったとき
- (3) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取り下げを市長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(広告掲載料の還付等)

第15条 納入された広告掲載料は還付しない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、広報いるまの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年1月10日から施行する。

別表1

1. 広告枠数

広告枠数は、その都度、掲載するページのデザイン等を考慮し市が決定する。

2. 掲載規格及び掲載料

掲載規格 (1枠につき)	色	掲載料(1枠1号につき)
タテ50ミリメートル×ヨコ55ミリメートル 1号に3枠分まで掲載も可能	単色(市指定の色)	25,000円

3. その他の広報

市ホームページの広報いるま(PDF形式)では、広告の掲載は行わない。